

住民の平穏な生活を乱す米軍機の 飛行訓練への対策について

令和6年11月19日
中国地方知事会

住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について

米海兵隊岩国航空基地を抱える中国地方においては、深夜など住民生活への影響が大きい時間帯や、日米合同委員会合意において妥当な考慮を払うとされている学校、保育所などの上空での米軍機の飛行が行われるなど、依然として事態の改善が図られておらず、地元住民に多大な不安を与えている。

平成 30 年 3 月の米空母艦載機の岩国移駐完了後も、艦載機の運用は基地周辺の広範囲にわたり、住民生活に大きな影響を及ぼしており、今後更に、騒音被害の増大や航空機事故の発生が懸念される。

こうした中、国（防衛局）において、今後も引き続き、地元の要望に応じた騒音測定器の設置を進めるとともに、得られた客観的な騒音データの分析をもとに具体的な騒音被害対策につなげる必要がある。

また、平成 30 年には、岩国基地配備の米軍機の墜落事故が連続して発生し、併せて重大事故につながりかねない悪質な規律違反の横行している実態などが明らかになったほか、令和 5 年 11 月には、岩国基地を離陸したオスプレイの墜落事故が発生し、部品の不具合に加えて、搭乗員が緊急時取るべき手順が遵守されなかったことが事故原因として指摘されている。引き続き徹底した事故原因究明や安全対策等の措置を講ずるとともに、住民の安全・安心の観点から地元に対する早期公表や丁寧な説明が必要である。

については、住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練によって、激しい騒音被害が生じているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識し、一部地域の住民に負担が生じている現状を改善していくため、速やかに次の措置を講ずることを強く要望する。

1 住民の平穏な生活を乱す飛行訓練の実態把握と訓練内容の改善

- (1) 日米合同委員会合意を遵守すること。特に、住民が生活する地域での低空飛行訓練や深夜早朝の飛行訓練、陸地上空での空中給油訓練など、住民に不安や危険を及ぼすような飛行訓練が行われないように措置を講ずること。
- (2) 米空母艦載機の離着陸訓練 (FCLP) を岩国基地で実施しないこと。また、

硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと。

- (3) 住民からの苦情が多い地域について、地元の要望に応じ、騒音測定器等の監視装置の設置を進めるなど、国の責任において実態把握を実施すること。また、国が設置する騒音測定器等の測定結果を速やかに提供すること。
- (4) 実態把握を速やかに行うため、自治体はやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財政措置を講ずること。また、自治体を設置する騒音測定器等の測定結果を国においても活用すること。
- (5) 調査によって客観的に得られたデータ、住民からの苦情や自治体からの要請を米国側に具体的に通報し、住民の生活に与える影響が最小限となるよう訓練内容について改善を求めること。
また、その結果を住民及び関係自治体に説明すること。
- (6) 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練による諸問題について、地元自治体の意向を尊重していくために、国は、地元自治体との十分な意見交換を行うこと。
- (7) 飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するため、国において、騒音被害の解消に向け、公共施設等の防音工事などの対策を実施するとともに、米軍機の訓練空域等を有する自治体を対象とした、財政措置を速やかに講ずること。

2 航空機の安全対策措置の実施

米軍機の事故に関する徹底した原因究明とその早期公表に努めるとともに、航空機の整備点検、住民の安全を最優先としたパイロット等の安全教育など、航空機の安全対策の措置を講じ、事故の防止に努めること。

3 飛行訓練の事前の情報提供等

住民の不安を軽減するため、住民生活に影響が大きい訓練については、その訓練予定日や飛行ルートなどの訓練内容を、国の責任において、関係自治体や住民に事前に情報提供を行うこと。

オスプレイについても、移動の際には、可能な限り水上を飛行するという日米合同委員会の合意を遵守すること。また、事前に飛行訓練に関する十分な情報提供を行うとともに、必要に応じ、自治体や住民に対して、安全対策等に関する説明を行うなど、地域毎の実情に配慮した対応をすること。

令和6年11月19日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政